

## 「日本臨床心理身体運動学会会則」細則

### 細則1 正会員の申請要件

正会員を申請する者は、A群の中から2つ以上、B群の中から2つ以上の要件を満たさなければならない。

なお、A群の1)と2)のただし書きの重複および、4)と5)の重複はできない。

#### A群

1) 心理臨床経験が10年以上ある者。

ただし、10年に満たない者は、個人スーパーヴィジョン100時間をもって可とする。

2) 競技者臨床経験が5年以上ある者。

ただし、5年に満たない者は、個人スーパーヴィジョン100時間をもって可とする。

3) 教育(個人)分析を100時間以上受けた者。

4) 身体運動競技歴(指導歴可)が継続して8年以上、あるいは通算して10年以上ある者。

\* ここで言う身体運動競技歴とは、高校・大学・一般の各々年代において、最高レベルとされる競技会での競技経験を意味する。

5) 身体運動歴が通算15年以上ある者。

#### B群

1) 学会の主催する研修会(学会大会・ワークショップにおける事例研究を含む)の参加ポイントが30ポイント以上の者。

なお、1事例、参加の場合2ポイント、発表・指定討論者・司会の場合は3ポイントとする。

2) 学会の主催する研修会(学会大会・ワークショップにおける事例研究を含む)において2回以上発表した者。

3) 本学会における研究業績(原著論文)を有する者。

### 細則2 一般会員の申請要件

一般会員を申請する者は、次の要件のうち、A群より1つ以上、およびB群の要件を満たさなければならない。

#### A群

1) (財)日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者。

2) 医師免許を有する者。

3) 心理臨床経験が3年以上ある者、またはそれに準ずる者。

4) 身体運動歴または指導歴が5年以上ある者。

5) 教育(個人)分析または個人スーパーヴィジョンを30時間以上受けた者。

#### B群

1) 学会の主催または指定する研修会に15時間以上参加した者。または、それに準ずる心理臨床学の研修を受けたと認められた者。

- \*本細則は、平成 10 年 5 月 9 日より施行する。
- \*本細則は、平成 11 年 9 月 26 日より施行する。
- \*本細則は、平成 12 年 7 月 16 日より施行する。

#### 付 記

( 1 )学会の指定する研修会は、山中康裕先生主催「ヘルメス心理療法研究会」、中島登代子先生主催「SPACE 研究会」、前林清和先生主催「溪孫塾心理教育相談室研修会」とする。